

平成 24 年 1 月 27 日

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり諮問する。

諮 問 事 項

投資信託・投資法人法制の見直しについての検討

国民が資産を有効に活用できる環境整備を図るため、以下のような観点から投資信託・投資法人法制の見直しについて検討。

- 一 投資信託については、国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化や一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保等
- 二 投資法人については、資金調達手段の多様化を含めた財務基盤の安定性の向上や投資家からより信頼されるための運営や取引の透明性の確保等